

「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」の策定について

1 新計画策定の経緯

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の防止及び被害者に対する支援の充実を図るため、令和2年3月に「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」（以下「現計画」という。）を策定し、令和2年度から令和6年度までを計画期間として、取組を推進しており、今年度が計画の最終年度となっています。

一方で、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことを受け、国は、困難な問題を抱える女性への新たな支援の枠組みを構築するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」という。）を制定し、令和6年4月から施行されています。

困難女性支援法では、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指して、都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画を定めなければならないとされています。

また、政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定できるとされていることから、県内の現状や課題をふまえた困難女性支援法に基づく基本計画を、県DV防止計画と一体的に策定していきます。

2 新計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 現計画に関するこれまでの経緯

| | |
|---------|--|
| 平成13年4月 | 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律公布 （平成14年4月施行） |
| 平成16年4月 | DV防止法改正（DVの定義拡大、都道府県の基本計画策定を義務化） |
| 平成18年3月 | 県DV防止計画を策定（平成18～20年度） |
| 平成20年1月 | DV防止法改正（保護命令制度の拡充、市町村における基本計画策定や配偶者暴力相談支援センター設置を努力義務化） |
| 平成21年3月 | 県DV防止計画改正（第2次）（平成21年度～22年度） |
| 平成23年3月 | 県DV防止計画改正（第3次）（平成23年度～25年度） |
| 平成25年7月 | DV防止法改正（生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者を法律の対象とする）（平成26年1月施行） |

| | |
|-------------|--|
| 平成 26 年 3 月 | 県DV防止計画改正（第4次）（平成 26 年度～28 年度） |
| 平成 29 年 3 月 | 県DV防止計画改正（第5次）（平成 29 年度～令和元年度） |
| 令和元年 6 月 | 児童福祉法等の一部改正（児童虐待とDV対策との連携強化）（令和 2 年 4 月施行） |
| 令和 2 年 3 月 | 県DV防止計画改正（第6次）（令和 2 年度～6 年度） |

4 今後の予定

| | |
|---------------|-------------------------|
| ～令和 6 年 8 月まで | 各種アンケート実施、県内外NPOからの聞き取り |
| 9月2日 | 第1回検討会議（骨子案） |
| 10月 | 常任委員会（骨子案） |
| 11月 | 第2回検討会議（中間案） |
| 12月 | 常任委員会（中間案）、パブリックコメントの実施 |
| 令和 7 年 2 月 | 第3回検討会議（最終案） |
| 3月 | 常任委員会（最終案） |

※この他に、市町担当者会議（新計画概要説明）及び三重県DV防止会議兼支援調整会議を実施予定。